

サーキュラービジネス主流化促進事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 6 月 5 日付 4 環資計第 781 号

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）におけるプラスチックごみや食品ロスの削減に効果があり、都民の行動変容並びにサーキュラーエコノミーの実現に資する機器及びシステムの導入に対して、東京都（以下「都」という。）がその経費の一部を補助し、当該機器及びシステムの普及促進を図る「サーキュラービジネス主流化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合並びに個人事業主をいう。
- 2 サーキュラーエコノミー 従来の 3 R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものをいう。
- 3 サーキュラービジネス サーキュラーエコノミーに資する資源効率性の高いビジネスをいう。

第 3 本事業の内容

1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、3 の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

(1) 中小企業等の法人格を有する団体又は任意団体等であること。

「任意団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体をいう。

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエまでについて明記されていること。

- イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。
- (2) 補助金の交付対象となる機器又はシステム（以下「補助対象機器等」という。）の導入に係る経費について、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
 - エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
 - オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者
- (4) 補助対象事業の完了後、サーキュラービジネスの主流化についての効果測定調査に協力できること。
- (5) 対象機器の普及啓発及び情報発信について都と協力できること。

2 補助対象機器等

補助対象機器等は、次に掲げる要件及びその他別に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 都内に導入又は都内で利用されるものであること。
- (2) プラスチックごみや食品ロスの削減に効果があり、サーキュラーエコノミーの実現に資する機器又はシステムであること。なお、システムとは、フードシェアリングサービスなどのアプリケーションを指す。
- (3) 補助対象事業者がその所有権（システムにあっては、所有権又は使用权）を有すること。
- (4) 新たに調達したもの（システムにあっては、新たに使用するもの）であること。

3 補助対象事業

補助対象事業は、商品、サービスとして販売されている補助対象機器等の導入であって、都民がサーキュラービジネスを実際に体感できることなどにより、都民の行動変容が期待できる事業とする。

4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象機器の購入、運搬、調整、据付け、運用等に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。なお、運用に係る費用とは、機器の運転・稼働に必要な燃料、定期点検その他の維持管理に要する費用で、算出可能なものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額（以下単に「交付額」という。）は、補助対象経費（1つの補助対象事業において複数の補助対象機器等を導入する場合にあっては、当該機器等に係る合計額）に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、補助対象事業者ごとに100万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第4 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象事業者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えんを行う。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費を補助する。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務を実施する。
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第5 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年6月5日付4環資計第781号）

この要綱は、令和5年6月5日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。